

市外地域密着型サービス事業所の新規指定について(承認)  
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

資料1

1 事業者・事業所の概要

項目	事業者・申請者の内容	
申請者	名称	撫でし子株式会社
	所在地	埼玉県鴻巣市生出塚1丁目1番3号
	代表者氏名	代表取締役 加藤 英樹
事業所	名称	定期巡回・随時対応型訪問介護看護なでしこ
	事業所番号	1191700176
	所在地	埼玉県鴻巣市生出塚1丁目1番3号
	事業開始年月日	平成27年11月1日
	管理者氏名	加藤 英樹

2 法令基準の確認状況(指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準)

確認項目	確認事項	確認状況	関係法令等	適否	
人員基準	オペレーター	① オペレーターとしてサービス提供時間を通じて1以上確保されるために必要な数以上配置しているか。	5名配置し、1以上確保 (勤務形態一覧表にて確認)	第3条の四第1項第1号	適
		② 看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者であるか。	介護福祉士、看護師等有資格者 (資格者証にて確認)	第3条の四第2項	適
		③ 1人以上が常勤の看護師、介護福祉士等であるか。	3人が常勤の介護福祉士 (資格者証にて確認)	第3条の四第3項	適
		④ オペレーターは、専従でなければならない。 ただし、利用者の処遇に支障がないと認められるときには、他の職務を兼ねることができる。	兼務(支障なし) (勤務形態一覧表にて確認)	第3条の四第4項	適
	訪問介護員等	① 定期巡回サービスを行う訪問介護員は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数を配置しているか。	1人以上配置 (勤務形態一覧表にて確認)	第3条の四第1項第2号	適
		② 随時訪問サービスを行う訪問介護員は、サービス提供時間帯を通じて1以上確保されているか。(利用者の処遇に支障がないときは、定期巡回サービス等の職務に従事することができる、オペレーターが当該業務に従事することも差支えない。)	1以上確保 (勤務形態一覧表にて確認)	第3条の四第1項第3号、第6項、第7項	適
	看護師等	① 看護師等を常勤換算法で2.5以上配置しているか。 ※連携型の場合は配置義務なし	連携型のため配置義務なし	第3条の四第1項第4号	適
	管理者	① 常勤の管理者が配置されているか。	常勤 (勤務形態一覧表にて確認)	第3条の五	適
設備基準	設備及び備品	① 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設ける他、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	設けている (平面図及び設備・備品等一覧表にて確認)	第3条の六第1項	適
		② 利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、以下の機器を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器を携帯させているか。 (1) 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 (2) 随時適切に利用者からの通報を受け付けることができる通信機器等	通信機器の備えあり (設備・備品等一覧表にて確認)	第3条の六第2項	適
運営基準	運営規程	① 下記に掲げる内容について、運営規程の中に定められているか。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 緊急時等における対応方法 七 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 八 虐待の防止のための措置に関する事項 九 その他運営に関する重要事項	定められている (運営規程にて確認)	第3条の二十九	適
勤務体制	勤務体制の確保等	① 従業者の勤務体制を定めているか。	定められている (勤務形態一覧表にて確認)	第3条の三十	適

※省令…指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)